

マイホームを新築・購入された方へ

～税務署から確定申告に関するお知らせ～



例年、確定申告会場は多くの方が利用されるため大変混雑します。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、ご自宅の**パソコン**で、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」により作成して、**e-Tax** 又は郵送での提出をお勧めします！

《確定申告書の提出(送信)までの主な流れ》

ポイント 1

入居した年分の確定申告書を作成するため必要書類を準備

裏面「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（給与所得者用）」で確認してください。

ポイント 2

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成

※ 令和2年分申告書の作成は、令和3年1月上旬から利用が可能となる見込みです。

ポイント 3

e-Tax で申告書等をデータ送信

《次のいずれかの方法で送信！》

申告書等を印刷

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

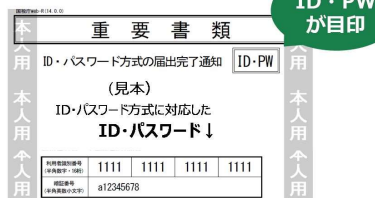
① マイナンバーカード



② ICカードリーダライター



IDとパスワードで送信



- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・確定申告会で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

郵送等で所轄の
税務署へ提出



申告書には、マイナンバーの
記載が必要です。

ポイント 4

【不明な点はこちらで解決！】

- 確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスクまで（入力画面の**お問い合わせ**から確認できます）
- 国税に関するお問い合わせ
所轄の税務署に電話 ⇒ 一般的なご相談は「1」を選択（広島国税局 電話相談センター）
税務署の職員にご用の方は「2」を選択（税務署）

この機会に便利な e-Tax をご利用ください！



住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（給与所得者用）

令和元年 11 月現在

- 住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告書に下記の書類を添付して提出する必要があります。

なお、税務署で相談される方は「給与所得の源泉徴収票」をお持ちください。

必 要 書 類		発 行 機 関 等	チェック欄
住宅借入金等特別控除（共通書類）	「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」 (国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に作成できます。)	国税庁HP 又は 最寄りの税務署	☐
	「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(原本)	金融機関等	☐
	「家屋の登記事項証明書」(原本)	法務局	☐
	【家屋とともに土地も取得された方は】 「土地の登記事項証明書」(原本)	法務局	☐
	「家屋の売買契約書(※)」又は「工事請負契約書(※)」(写し)	手持分の該当箇所を コピーする。	☐
	【家屋とともに土地も取得された方は】 「土地の売買契約書(※)」(写し)	手持分の該当箇所を コピーする。	☐
	【補助金の交付を受けられた方は】 交付を受けた補助金等の額を証する書類	補助金等の交付機関	☐
	【住宅取得等資金の贈与の特例を受けられた方は】 その金額が分かるもの(写し)	手持分の該当箇所を コピーする。	☐

(※) 支払金額が記載された頁・不動産の所在地が記載された頁・契約者双方の署名押印のある頁・収入印紙が貼付してある頁のコピーが必要です。

- 「認定長期優良住宅等を新築された方」や「増改築等をされた方」は、上記「共通書類」に加えて、以下の書類が必要となります。

	認定長期優良住宅 を新築した場合	低炭素建築物 を新築した場合	低炭素建築物とみなされる 特定建築物を新築した 場合	発行機関等	チェック欄
認定住宅を 新築	「長期優良住宅建築等計画の 認定通知書」(写し)	「低炭素建築物新築等計画の 認定通知書」(写し)	—	県又は市区町村	☐
	「住宅用家屋証明書」 (原本若しくは写し) 又は	「住宅用家屋証明書」 (原本若しくは写し) 又は	「住宅用家屋証明書」 (原本若しくは写し)	県又は市区町村	☐
	「認定長期優良住宅建築証 明書」(原本)	「認定低炭素住宅建築証明 書」(原本)	—	・建築士 ・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関 等	

増改築等	「増改築等工事証明書」(原本) ※増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替えの工事の場合は、 「建築確認済証」又は「検査済証」(いずれかの写し)でも可	・建築士 ・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関 ・住宅瑕疵担保責任保険法人 等 ※ 県 又は 市区町村	☐
------	---	---	--------------------------

注 1 中古住宅（建築後、木造等は 20 年超、耐火構築物は 25 年超の家屋）を取得した方並びに特定増改築等住宅借入金等特別控除、認定住宅新築等特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除及び住宅耐震改修特別控除を受けられる方は、最寄りの税務署にお尋ねください。

注 2 住宅取得等資金の贈与を受けられた方は、贈与税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

※最寄りの税務署の電話番号は、国税庁ホームページでご確認ください。

インターネットで住宅ローン控除の申告ができます

用意した書類を見ながら画面の案内どおりに入力するだけで、自動計算でアツという間に申告書が完成！

年末調整済みの給与所得者が、初めて住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の申告をする場合の入力例

1 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにアクセスします

確定申告

国税庁 HP

確定申告書等作成コーナー

作成開始

初めてのの方は
こちらから！

2 源泉徴収票の内容を入力します

源泉徴収票の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。

①支払金額 6,800,000 円

②給与所得控除後の金額 2,508,484 円

③所得控除の額の合計額 146,600 円

④源泉徴収税額 380,000 円

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

給与・賞与 6,800,000 円

源泉徴収税額 380,000 円

3 売買契約書や登記事項証明書の内容を入力します

住宅に関する事項の入力

取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）

15,000,000 円

取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税の合計額の全額が、8%の税率により計算されたものですか？

はい いいえ

床面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）

98.53 m²

土地に関する事項の入力

取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）

20,000,000 円

面積を小数点第2位まで入力してください（登記事項証明書に記載されています）

78.24 m²

不動産売買契約書

建物代金 15,000,000 円

土地代金 2,000,000 円

売買代金総額 17,000,000 円

4 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の内容を入力します

年末残高証明書の入力

①住宅借入金等の内訳

②年末残高 34,000,000 円

③当初金額 15,000,000 円

④借入残高に連帯債務者の記載がありますか？

はい いいえ

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 〇〇市△△町×××××

住宅借入金の内訳 1 住宅のみ 2 土地のみ 3 住宅及び土地等

住宅借入金の金額 令和元年 6月 1日 35,000,000 円

償還期間又は返済期間 令和元年 6月から 35年 月間

5 氏名やマイナンバーを入力して申告書の完成です

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 令和 〇〇年分の 確定申告書 B FA0125

〇〇市△△町×××××

国税 太郎

税額計算も自動で！
間違いがありません♪

分からないところは
電話で
問合せできます！

6 申告書を提出します

e-Taxで送信

申告書をデータで送信して申告は完了です。

e-Taxをご利用いただく場合は事前の準備が必要です。

詳しくは、確定申告書等作成コーナー内の案内をご覧ください。

※ 添付書類は郵送などで別途提出してください。

書面提出

自宅のプリンタで申告書を印刷し、添付書類と一緒に郵送などで提出します。

プリンタが無い方でも、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

申告手続等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

- 本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード 例2：通知カード 及び 運転免許証 など
- e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

※ 画面は令和元年分の申告について表示しています。

～住宅を購入・建築された方へ～

マイナンバーカードで住宅ローン控除の確定申告をしませんか？

住宅ローンで住宅を購入又は建築した場合、所得税の確定申告で住宅ローン控除の手続をすると、税金の還付を受けられる場合があります。

所得税の確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を精算する手続です。

住宅に居住した翌年の1月以降、
3月15日（確定申告期限）までに確定申告
確定申告書の作成手順は裏面をご覧ください。



年末調整をされる方

給与所得者の方は、原則として勤務先で行う年末調整において、住宅ローン控除の手続を行います。その際、「証明書データ」を利用して住宅ローン控除の手続ができる場合があります。この場合、民間ソフトウェア会社又は国税庁が提供する年末調整ソフト等に「証明書データ」を取り込むことで、控除額が自動計算されます。



確定申告に必要なもの

① マイナンバーカード



② ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン



③ 収入や控除に関する書類

源泉徴収票や生命保険料控除証明書などをご用意ください。

④ 住宅ローン控除に必要な書類

売買（請負）契約書・登記事項証明書・年末残高証明書などをご用意ください。

確定申告書の作成・送信



パソコンやスマートフォンを利用して確定申告書を作成し、e-Taxで送信してください。

※ 確定申告に必要な書類は申告する内容によって異なります。詳しくは国税庁HPをご覧ください。



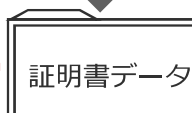
マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種はこちら

証明書データの交付

マイナンバーカードを利用して住宅ローン控除の申告をされた方に対して、税務署から毎年10月頃、e-Taxの受付システム内に、住宅ローン控除の「証明書データ」を交付します。



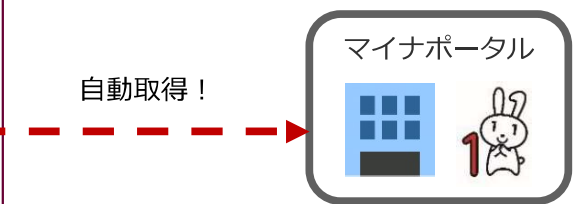
国税庁ホームページにある確定申告書等作成コーナーのトップ画面から、e-Taxの受付システムにアクセスします。



年末調整をされる方は「証明書データ」をダウンロード又はマイナポータルを通じて取得します。

確定申告をされる方

事業所得者の方など、確定申告をされる方については、確定申告で毎年住宅ローン控除の手続を行います。その際、マイナポータルを通じて、確定申告書等作成コーナーの入力画面に「証明書データ」を取り込むことで、控除額が自動計算されます。



※このチラシには開発中の画面が含まれていますので、実際の画面と異なる場合があります。